

当院では、患者さんがご自身の
カルテを見ることが出来ます

2024年12月13日から「カルテ共有」が
外来患者さんにも拡大されます。

別紙の詳細をご確認いただき、ご希望の方は
診察時に担当医へお申し出ください。

*群馬大学医学部附属病院では、患者さんご自身が、ご自身の受けられる医療へ主体的に関わることで、より安全で質の高い医療を実現できると考えています。このような医療を**患者参加型医療**と呼びます。その取り組みの一つとして、患者さんご自身がカルテを見られるように専用の端末を用意しています。ご家族などと一緒に閲覧いただいても差し支えありません。ぜひご利用ください。

※カルテ共有のご利用は、現在受診中の患者さんが対象です。

〈利用者の声〉

自分の病気のことを詳しく
知るためにカルテが見える
状態にあるのは心強いです。



カルテの共有で自分と医師の認識が
共有できるのはとても良いと
思いました。



群馬大学医学部
附属病院長



診療記録（カルテ）共有について

当院では、受診中または入院中の患者さんが、ご自身の疾病や診療内容を十分理解し、主体性をもって医療に参加することを推進することで、治療効果や医療の質・安全の向上に資することを目的として、診療記録を閲覧すること（医療従事者と患者さんとのカルテ共有）ができます。18歳以上の患者さん本人であればだれでも申し込むことができます。患者さんご自身がよろしければ、ご家族などと一緒に見ていただいても差し支えありません。

入院期間中、お体の不自由な方やベッド上での安静が必要な方は、ノートパソコンによるベッドサイドでの閲覧も可能です。

閲覧可能時間は、（外来患者さん）平日 9時～17時、（入院患者さん）毎日 9時～21時です。

それぞれ 1回につき 30分までご利用いただけます。

ご希望になれる方は、以下の点を十分にご理解いただいた上で、診察時に担当医にお申し出ください。費用はかかりません。閲覧を希望されてもされなくても、診療上の不利益はありません。

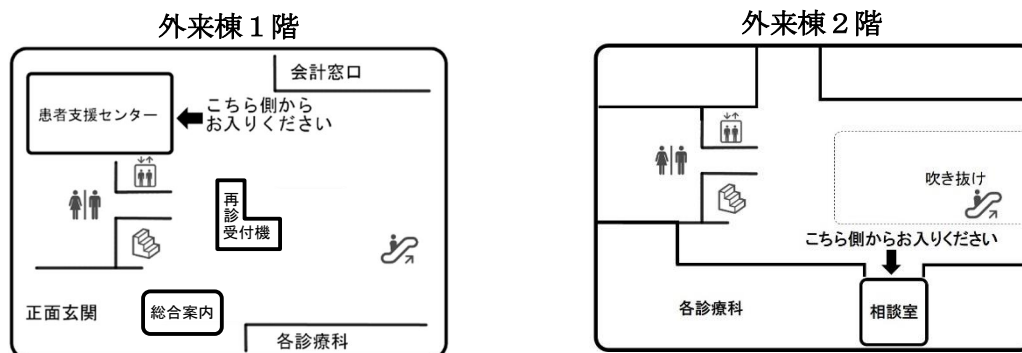
- 1) 医療従事者が記載する診療記録（カルテ）には、患者さんご自身の病名や病状、ご家族の状況等が詳しく記載されています。患者さんあるいはご家族が知りたくない、見たくない情報が記載されている場合もあります。
- 2) 他院からの紹介状や他院の検査結果などは、本院における医療行為ではないため閲覧できません。
- 3) 閲覧できるのは2019年1月1日以降の診療記録のみです。
- 4) 第三者の利益を害するおそれがあるもの、患者さん自身の心身の状態を著しく損なうおそれがある内容などは閲覧できないことがありますので、診療記録（カルテ）の閲覧には担当医（臨床研修医除く）の承認が必要です。
- 5) 閲覧時に疑問点や質問したい事などがあるかもしれませんが、その場でお答えすることは原則としてできません。しかし、診療記録に記載された内容について患者さんの自己判断による誤解が生じたりすることもよくありませんので、疑問点等についてはあらためて担当医にお尋ねください。
- 6) 画面の印刷や診療記録の内容をUSBメモリやCD-R等へ電子的にコピーすることはできません。画面の写真撮影もご遠慮ください。必要な場合には、カルテ開示請求（有料）が可能です。なお、カルテは紙への印刷で、画像記録はCD-Rでの開示となります。
- 7) パスワードの再発行は、次回診察時に担当医にお申し出ください。

群馬大学医学部附属病院長

※閲覧端末設置場所

（外来患者さん）外来棟：患者支援センター内（1階）、栄養／外来相談室前（2階）

（入院患者さん）病棟：食堂内（北病棟2階はロビー内）



カルテ共有についてのお問い合わせは、下記担当または総合案内、スタッフステーションにご相談ください。受付時間は、平日 9時～16時です。 本件担当：医事課診療情報管理係